

令和元年度 宮城県土木部との意見交換会

広報委員会 渉外部会長 米川 康

1. はじめに

宮城県土木部と三協会（（一社）建設コンサルタンツ協会東北支部、（一社）宮城県測量設計業協会、（一社）東北地質調査業協会）の意見交換会が、令和元年11月12日（火）14:30～16:30 パレス宮城野 2F 「はぎ」にて開催されましたので以下にご報告いたします。

2. 出席者

宮城県土木部からは、土木部技監兼次長（技術担当）金子 潤様、土木部次長（技術担当）菅野 洋一様、土木部防災砂防課課長 郷右近 正紀様、土木部事業管理課課長 狩野 淳一様、土木部事業管理課 技術副参事兼次長（総括担当）鈴木 光晴様、土木部事業管理課 技術補佐（班長）岩渕 繁様、土木部事業管理課 技術主幹（班長）千葉 祐二様、土木部事業管理課 主任主査 春日 和文様の8名がご出席されました。

（一社）建設コンサルタンツ協会東北支部からは、菅原支部長ほか11名が、（一社）宮城県測量設計業協会からは、遠藤会長ほか13名が、当協会からは、奥山理事長、橋本副理事長・広報委員長、太田副理事長・総務委員長、寺田理事・技術委員長、熊谷理事、江本理事、仲井理事、齋藤理事、三浦理事、白鳥監事、早坂顧問、四戸渉外部会委員、佐藤渉外部会委員、坂下渉外部会委員、東海林事務局長、米川渉外部会長の16名が出席しました。

3. 主な内容

議題Ⅰ 担い手確保・育成のための環境整備

- ・三協会からは、適正な履行期間を確保し、働き方改革を推進するため、関連業務や関係機関協議・住民説明等の調整期間を考慮した履行期間の設定と、早期発注等による適正な履行期間の確保を要請しました。

これに対し県は、履行期間については、条件明示チェックシートを活用して必要な履行期間の確保に努める（品確法では、発注者の責務として適切な履行期間の確保が求められている）と回答されました。

- ・三協会からは、履行期間の適正化同様、働き方改革を推進するため、1) 早期発注、2) 業務の進捗に合わせた履行期間の変更（業務スケジュール管理表の活用）、3) 業務の進捗に合わせた年度繰り越しの柔軟な運用（業務スケジュール管理表の活用）、4) 国債・翌債を活用した発注、5) 変更契約の3月実施の回避（前倒し）等を提案しました。

これに対し県は、1) 早期発注に努める。2) 業務の進捗に合わせた履行期間の変更については、他機関との調整や、業務内容の変更、止むを得ない事情、諸般の事情を勘案しながら適切に対応する。3) 業務の進捗に合わせた年度繰り越しの柔軟な運用については、事情を勘案しながら適切に対応する。4) 現在、工事を含めて、発注時期の平準化を目的とした債務負担行為の制度化を考えており、できれば早めに適用していきたい。（前段回答より引用）5) 変更契約の3月実施の回避については、業務内容の変更があればその時期に適切に変更契約を行うよう指導する。と回答されました。

.....

- ・三協会は、働き方改革及び生産性向上を同時に実現するためには、受発注者が協働してワークライフバランスを改善する必要があるため、次の取り組みについて受発注者合同による定期調査及び調査結果を踏まえた必要な改善として以下を要望しました。

- 1) ウィークリースタンスの実施状況
- 2) 宮城県土木部版条件明示ガイドライン（案）（条件明示チェックシート、業務スケジュール管理表等を含む）の運用状況
- 3) ワンデーレスポンスの実施状況

これに対し県は、ウィークリースタンスや条件明示ガイドライン、ワンデーレスポンスなどの取り組みについては、今後、受発注者でアンケートを取りたいと考えており、ご協力をお願いしたいと回答されました。

- ・三協会は、災害が頻発し、かつ激甚化する近年、災害対応に対する受発注者の意識は高まっておりますが、発注者間の連携や受注者間の連携が十分とは言えません。災害対応に対する関係者間の連携を深め、迅速かつ効果的な災害対応を行うための支援体制の整備・充実として次を要望しました。

被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法遵守との両立

- ・三協会は、災害対応に従事することとなった職員に対する、労働基準法第33条の確実な適用に関する労働基準監督署への働きかけを要望しました。

これに対し県は、労働基準法33条の取扱いについては、労働基準監督署と協議し、ご了解を頂いたと回答されました。

また、災害への配慮として、全国で頻発する災害に対応するため、次を要望しました。

- 1) 災害対応に従事することとなった技術者が実施していた既往業務の効果的な業務中止命令と、工期延期の実施。
- 2) 災害対応に従事することとなった管理技術者の交代要件の緩和

を提案しました。

これに対し県は、一時中止や履行期間の延期については、国交省から通知がきており、関係機関、出先機関に通知していると回答されました。

- ・三協会は、建設関連業界は、「宮城県地方創生総合戦略」や「宮城県国土強靱化計画」、「宮城県公共施設等総合管理方針」等の推進に欠かせない存在です。建設関連業界の維持・発展も踏まえた戦略的な社会資本整備、及び維持管理予算の安定的かつ継続的な確保を要望しました。

これに対し県は、復興期間が終了する3年度以降の県土整備にあたっては、災害リスクへの対応などに加えて、インフラの老朽化対策など新たな時代の要請にこたえる社会資本整備が必要となっている。国の計画や現在県で策定中の宮城県総合計画と整合を図った上で、県民の安全で安心な暮らしと更なる宮城の発展を支える社会資本整備について、必要な予算を確保して計画的に取り組むと回答されました。

土木部関係予算並びに業務委託量の見通しについて

- ・三協会は、若手技術者の確保など将来を見通した経営には、中長期的な事業量の確保が重要で、宮城県の令和元年度繰越分およびそれ以降の土木部所管の公共事業費と単独事業費、並びに委託業務量の中長期的な見通し、構想などについて質問しま

した。

これに対して県は、現在は、復旧復興事業に重点的に予算措置しており、通常予算については震災前の水準を大きく下回っている。今後、社会資本整備総合交付金、防災モデル交付金などの通常予算の確保を図ると共に、防災減災国土強靱化の為の3か年緊急事業が終了した後も、同様の予算が確保出来るよう国土交通大臣などに要望していると回答されました。

議題Ⅱ 技術力重視による選定と入札契約制度に関する要望と提案

三協会は、建設関連業務の選定は、技術力によることが基本と考えております。改正品確法の趣旨を踏まえ、より良い制度への改善を目指し、以下の要望と提案をしました。
調査基準価格及び失格判断基準額の引き上げ、並びに価格評価点算定式の見直し

三協会は、今年度の落札結果も依然として調査基準価格を下回る価格での落札が続いております（補足資料8参照）。この一因には、①調査基準価格を大きく下回る失格判断基準額が存在すること、②価格評価点の満点が調査基準価格を大きく下回ることが関係しており、環境改善のため次を要望しました。

(1) 調査基準価格の引き上げ（要望）

・三協会は、成果品の品質確保、企業の経営環境改善、担い手育成の観点から調査基準価格の引き上げを要望しました。

これに対し県は、調査基準価格は、国交省に合わせて10月に上限の設定を引き上げたと回答されました。

(2) 失格判断基準額の引き上げ（要望）

・三協会は、成果品の品質確保、企業の経営環境改善、担い手育成の観点から失格判断基準額は限りなく調査基準価格と同等とするよう要望しました。

これに対し県は、来年4月から改正に向けて現在作業を進めていると回答されました。

低価格入札に対する抑止力の強化

・三協会は、低価格受注（調査基準価格を下回る落札）の積み重ねは、企業経営に悪影響を及ぼしますが、貴県建設関連業務の多くは低価格入札でなければ受注できない現実がございますとして、低価格入札の発生を抑制するためには、入札契約制度で抑止力を強化する必要があるため要望と提案をいたしました。

これに対し県は、低価格入札は品質の低下の恐れがあり、対策は重要な課題。このため調査基準価格の見直しや失格判断基準の改正などに努めてきた。引き続きこれらの見直しを進めていきたい。提案の制約強化と、それに伴う辞退については、これらの調査基準価格や失格判断基準、これらの制度改正を見極めた上で導入の是非を考えていきたいと回答されました。

履行能力確認調査の適用拡大（要望）

・三協会は、履行能力確認調査が適用されない業務では、落札率が30%～40%台となる業務もあることから、過度な低価格入札防止のため、全ての業務に対して履行能力確認調査を適用されるよう要望しました。

これに対し県は、地質調査業務、補償コンサルタント業務、また建築設計業務、これらについては、失格判断基準を今のところ設けていない。そのため、かなり低い

.....

落札率であることは認識している。一般競争入札については、全て調査基準価格の適用になることから、一般競争入札の全面導入に向けて、やっていきたいと回答されました。

- ・三協会は、一般競争になるまでの間は指名競争入札も無くならない。その間、実績を取る為に低入札をするのは誰も防げないこと。そういった観点からしても、全業務に対して履行能力確認調査を適用して頂きたいが、難しいかと質問しました。

これに対し県は、検討してまいりますと回答されました。

地域コンサルタントの活用と育成

- ・三協会は、地域コンサルタントの活用と育成を促進するため、次を要望しました。

(1) 県内本社（本店）の条件付き一般競争入札の拡大（要望）

県内本社（本店）の企業に一定の登録数がある建設コンサルタント業務の分野においては、業務内容に応じて県内本社（本店）を参加要件とする条件付き一般競争入札の拡大を要望

(2) 市町村等発注の業務実績活用（提案）

県内の企業は、市町村等発注業務の実績を多く有しているため、総合評価落札方式において市町村等の業務実績を評価するよう提案

これに対し県は、競争性確保の観点から10社以上の参加者が確保可能な業種において適用している。業務内容を考慮しながら、地域限定型の活用に取り組んでいきたいと回答されました。

入札契約制度の運用に関する定期的な意見交換の実施（要望）

- ・三協会は、制度に完全なものではなく、定期的な検証が必要と考え、受発注者が入札契約制度に関する問題点や課題を共有し、より良い制度への改善を目的とした定期的な意見交換の実施を要望しました。

これに対し県は、色んなご指摘、ご要望等を頂戴するという事は、非常に有意義なこと。こういった会議を定期的開催していきたいと、今日の意見交換の場なども有効に活用して頂ければと思うと回答されました。

議題Ⅲ 品質の確保・向上

三協会は、現在及び将来にわたり良質なインフラを県民に提供するため、次の要望と提案をいたしました。

相互理解の促進による品質確保・品質向上の取り組み

三協会は、受発注者それぞれの役割を踏まえて相互理解を促進し、品質確保及び品質向上を実現するため、次の要望と提案をいたしました。

(1) 入札公告段階における諸情報明示の徹底（要望）

- 1) 「条件明示チェックシート（案）」を活用した公告段階で確定している設計条件明示の徹底。
- 2) 「関係者別協議事項リスト（案）」を活用した関係機関協議等の進捗状況、関連業務の有無、住民説明の状況や貸与資料の有無等の諸情報明示の徹底。

(2) 発注時期の分散（要望）

一般競争入札による総合評価落札方式が拡大し、発注時期の集中による技術提案

資料作成の重複が技術者の負担となっているため、発注時期の分散を要望。

-
- (3) 履行期間の適正化（要望）
- 1) 関連業務や関係機関協議・住民説明等の調整期間を考慮した履行期間の設定。
 - 2) 早期発注等による適正な履行期間の確保。
- (4) 納期の分散と平準化（要望）
- 1) 早期発注
 - 2) 業務の進捗に合わせた履行期間の変更（業務スケジュール管理表の活用）
 - 3) 業務の進捗に合わせた年度繰り越しの柔軟な運用（業務スケジュール管理表の活用）
 - 4) 国債・翌債の活用
- (5) 受発注者合同現地踏査の実施による問題点の共有及び方針検討
これに対し県は、国の動きなどを見ながら勉強させて頂き、取り組む方向で検討していきたいと回答されました。
- (6) 業務情報の明確化及び共有による総合的な品質の確保（要望）
- 1) 特記仕様書における業務の目的、設計（業務）条件、成果の明確化
 - 2) 関係機関協議の確実な実施と、関係者間情報共有の徹底
- これに対し県は、条件明示チェックシートを活用して情報共有を進めていきたいと回答されました。
- (7) 必要に応じた三者会議の実施
これに対し県は、適宜必要に応じて実施していきたいと回答されました。

全体質疑

- ・三協会からは、台風19号の災害支援要請に関する査定スケジュールの延長、簡素化を要望しました。
これに対し県は、防災砂防課が窓口になりますので、ご相談いただければと思います。簡素化についても対応状況をご相談いただければと思いますと回答されました。

4. おわりに

今年度も当協会も含めた三協会から宮城県への働きかけを行いました。

当協会との意見交換会を快く承諾して頂き、司会進行や資料の作成など多大なご協力を頂いた宮城県土木部事業管理課の関係各位に厚く御礼申し上げます。また、三協会合同での意見交換会準備において厚いご指導を頂きました（一社）建設コンサルタンツ協会東北支部、（一社）宮城県測量設計業協会の担当者様一同、我が協会の渉外部会員ほか記録・写真係を担当された方々に深く感謝いたします。

以上